

火力発電設備に係る電気事業法施行規則第65条第1項第1号及び第2号
(括弧書き)の運用について

(東日本大震災下での「一時的な火力発電設備の設置・運用」及び「廃止火力
発電設備の再使用」の際の工事計画届出等の運用について)

平成23年5月11日
原子力安全・保安院
電力安全課

東日本大震災への対応の一環として、①火力発電設備を当面の発電能力増強のために一時的に設置・運用しようとする設置者がいること、②既に電気事業法第9条又は電気関係報告規則第5条第2号(複数の発電設備の一部を廃止した場合には同条第1号)に基づく廃止手続きを完了した火力発電設備を再使用したいとする設置者がいることに鑑み、電気事業法における工事計画届出、使用前自主検査等の取り扱いについては、以下のとおり運用することとする。

1. 電気事業法施行規則第65条第1項第1号及び第2号括弧書きの適用について

(1) 東日本大震災に関して適用を認める場合

今回の被災に関連する諸事情により、使用期間が6か月までであって、「災害その他非常の場合であって、やむを得ない場合」に該当すると産業保安監督部長が認める場合は、電気事業法施行規則第65条第1項第1号及び第2号括弧書き(災害その他非常の場合であって、やむを得ない一時的な工事とするもの)に該当するものとする。

(例)

- ①被災した電気事業者の電力供給力を確保するために、発電設備の一時的な設置・運用が必要な場合
- ②災害復旧・復興活動に優先的に必要な物資を製造する事業者において、当該設備(自家用発電設備)による発電や蒸気の供給が当該物資の製造に不可欠である場合

なお、当初より恒久的設備として設置する場合又は6か月を超えて継続使用する場合は、原則どおり、工事計画届出を受理し、設置者においては、使用前自主検査を実施(電気事業法施行規則第65条第1項第2号括弧書きの場合を除く。)した上で使用することとする。なお、必要性及び発電設備の内容に応じて審査期間の短縮など弾力的に運用することとする。

(2) 適用する場合に設置者が行うべき事項

監督部等は、予め相談等があった場合や、保安規程や主任技術者の諸手続きとして把握した場合には、以下の事項を設置者自らが確認するよう指導するものとする。(電気事業法施行規則第65条第1項第2号括弧書きの場合は、環境法令に係る技術基準適合性確認に限る。)また、個別の理由がある場合には、各監督部等の判断により、これ以外の事項を含めて、設置者を指導するものとする。

①技術基準適合性確認

確認方法としては、以下による。

イ)使用前自主検査に準じた検査を実施(安全弁の動作、調速装置の動作、耐圧・気密性能、遮断器の動作など)

②運転管理に当たって設置者自らが実施すべき事項

○発電設備の運転管理に当たっては、「火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第3項第1号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について」(平成17年11月1日 NISA-234c-05-7)別紙1に準じた巡視点検等を行うなど、異常の早期発見に努めること。

○異常が発見された場合には、当該箇所及び類似の箇所において適正な措置を講じること。

○万一、事故又は故障が発生した場合には、当該箇所に恒久的な事故又は故障の防止対策を講じるとともに、類似の箇所において適切な事故又は故障の防止対策を講じること。

2. 休廃止設備の再使用時の取扱いについて

(1) 休止火力発電設備の使用を再開する場合

休止火力発電設備の使用を再開する場合は、特段の手続を要しない。ただし、「火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第3項第1号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について(平成17年11月1日NISA-234c-05-7)」1.(7)なお書きに基づいて行う再使用を開始する時に行う定期事業者検査については、「火力発電設備に係る電気事業法施行規則第94条の2第3項第2号の運用について(平成23年3月29日原子力安全・保安院電力安全課)」に準ずる(2. に該当する場合には、3.(1)の条件を指導するものとして、申請及び承認手続きは不要とする。)ものとする。

(2) 廃止火力発電設備を再使用する場合

既に電気事業法第9条又は電気関係報告規則第5条第2号(複数の発電設備の一部を廃止した場合には同条第1号)に基づく廃止手続きを完了した火力発電設備を再使用する場合には、当該設備が撤去・除却されずに現存している場合であっても、電気工作物とならないため、電気事業法上の規制は課されない。

一方、これを再使用しようとする際には、火力発電所の設置又は火力発電設備の設置の工事に該当するため、電気事業法に基づき原則として新設する場合と同様に工事計画届出や使用前自主検査等を行うことが必要となるものであるが、上記1.(1)に該当する場合には、これを適用して一時的設置・運用として扱うこともできる。ただし、この場合にあつては、これら設備は、新規設備に比べて経年劣化しているものと考えられるため、1.(2)の事項に加えて、設置者が以下も行う(電気事業法施行規則第65条第1項第2号括弧書きの場合を除く。)ように指導するものとする。

①追加の技術基準適合性確認

確認方法としては、以下による。

イ) 減肉管理(最低必要肉厚(tsr)の確保)が必要である箇所について定期事業者検査に準じた検査(減肉測定、予寿命評価など)の実施

3. 本運用の適用開始時期

本運用の通知日より適用する。

以上